

アメリカにおける宗教団体の自律性

棚村 政行
(早稲田大学)

I はじめに — 宗教団体の自律性を考える視点

自律とか、自治は、一般に、英語ではautonomy ; private ordering ; self-governmentなどの用語があてられている。そして、自治や自律性は、自己決定 (self-determination) や自己規制 (self-regulation) という意味でも使われる場合がある。アメリカでの、自律性や自治とは、自ら気配好き放題・勝手にする自由ではなく、自己の恣意をしつかりと抑制ないしコントロールし、自らの立てた規範やルールにしたがって、自分たちの問題を自らで処理することを指している。また、独立、対等な存在として自己の意思による統治が尊重されることも意味する。⁽¹⁾

しかし、自律ということ自体、どの視点から捉えるかによってきわめて多義的である。⁽²⁾ また、個人の自律や自己決定と団体のそれとは、人や財産の集合体としての組織的側面から必ずしも同列に論じられない面がある。したがって、宗教団体における自律性は、ここでは一応、宗教団体自らが自分たちの抱える問題や自分たちの組織運営につき、他からの介入や干渉を受けずに決定し規律することと定義しておくことにする。もともと、以下のように、自律や自治がきわめて多面的な概念であることから、ここでは、つぎの三方向からアメリカでの宗教団体の自律性を

論じてみることにしたい。

一 国家からの自由・行政的規制からの自由の側面

周知の通り、合衆国憲法修正第一条は、連邦議会が国教樹立に関する法律を制定し、宗教の自由な活動、信教の自由の行使を制限する法律の制定を禁じている。前者がいわゆる国教樹立禁止条項 (Establishment Clause) で、後者が宗教の自由な活動条項、信教の自由行使条項 (Free Exercise Clause) といわれるものである。国教樹立禁止条項は、「教会と国家との分離 (Separation between Church and State)」と呼ばれ、教会や宗教団体と国家との過度な関わりを禁止している。これに対して、信教の自由行使条項、自由な宗教活動の保障のもとで、宗教的信仰や信念の保障は絶対的なものとされる。また、信仰の外部的表現行為としての宗教的礼拝や宗教儀式、布教伝道、宗教的結社などの宗教活動や宗教行為もこの条項により憲法的保障のもとにおかれる。ただし、宗教的動機や宗教的理由にもとづく行動は、他人の自由や権利と衝突するところから、必要かつやむをえない一定の事情のもとで合理的な最少限の制約に服しうることは認められている。

とくに、自由な宗教活動条項については、判例上、祈祷、改宗、礼拝、教会を組織形成することなど、宗教的行為の自由が保障される。第二に、教会が団体や組織として当該宗教的行為を国家の干渉や介入を受けずに自律的に行う権利、すなわち、宗教的自律権 (religious rights to church autonomy ; organizational right to self-government) である。具体的には、宗教的教義の定立権、教会の聖職者、役員等の選任、解任、罷免権、教会紛争の処理権、教会の組織運営権などが含まれる。³⁾ 第三に、同条項では、良心的兵役拒否や義務教育での就学強制の拒否など、宗

教を理由として国家的義務や規制に服することを拒否する権利などが問題になる。⁽⁴⁾ 修正第一条は、信教の自由と政教分離原則を定めたものといわれる。アメリカでも、政教分離原則は、国家と宗教が結びついて猛威を振るった苦い歴史的経験を踏まえて、教会と国家、宗教と政府との分離を定めたが、両者が相当な範囲で一定の関わりをもつことまで否定していないとみられる。また、同条の国教樹立禁止条項は、教会と国家の分離を命じ、宗教への援助助成を禁じるのに対して、自由な宗教活動条項は、宗教への優遇や特別扱い、便宜供与、寛容さを要請する。その結果、両条項が対立衝突する場合もあり、両者の関係をどうみるかも重要である。そこで、第一の側面での自律性は、まさに、宗教活動や信教の自由に対する公法的規制、行政的介入がどの程度、かつどの範囲で許されるかという局面で団体の自律性が問題にされることになる。

たとえば、宗教団体は、憲法上、宗教的集会・結社の自由、宗教活動・礼拝儀式布教の自由(たとえば、薬物使用規制、動物虐待禁止規制との関係等)、宗教施設・財産の保有維持の自由(たとえば、文化財保護規制との関係)、宗教教育の自由などが保障されているが、これらはどこまで連邦や州の行政的規制、法的規制からの特別扱いを求めることが可能なのだろうか。

二 包括団体からの自由・内部組織運営の自由の側面

教会など宗教団体の組織形態は、キリスト教会でも、バプテスト教会のような①会衆派組織の団体、長老派教会のような②長老派組織の団体、ローマ・カトリック教会、東方正教会、モルモン教会などの③監督派組織の団体の三つに大別される。これは、宗教団体の統治機構(polity)や組織形成、行政運営、意思決定のメカニズムと関係

する対外的自律性がどのようなものが大きく関係する。ここでは、各個教会の組織運営上の独立性、民主性、上位包括団体からの自律性（上位団体の支配統制権）等を検討することになる。とくに、組織運営上の自律性では、聖職者・役員・構成員の法的地位と権限、任免権に焦点を当ててみたい。

三 裁判権からの自由の側面

第三は、宗教団体内部でトラブルが起こった場合に、外部の世俗的権威や裁判所による解決に依存することが許されるか、内部規範と外部規範との対立衝突、宗教的手続と世俗的法的手続との関係、宗教団体内部紛争に対する司法権の介入の限界と方法が問われることになる。たとえば、構成員の除名、懲戒、重要事項の決定、役員選挙の無効、教会財産の帰属をめぐる紛争では、教会事項、宗教問題（ecclesiastical matters）との相当な関わりがでてくる。このような問題は一方で法律問題であり、他方で宗教問題としての性格ももち、世俗の裁判所が世俗法を適用して裁くことが妥当かどうかが問題となる。アメリカでは、宗教団体内部紛争に関しては、宗教団体内で用意された内部処理、裁定機関による解決を最優先させる内部手続前置主義が採用されている。内部手続でも処理しきれない場合にはじめて、外部の司法裁判所が紛争解決のため法的ルールを適用して紛争解決をはかる。かくして、宗教団体は、紛争解決面での自律性をいかに確保するかがここで問題にされなければならない。

II 州・連邦政府からの自由・行政的規制からの自律性

レモン対クルツマン事件⁽⁵⁾で、連邦最高裁は、国教樹立禁止条項に違反するかどうかは、①当該法律が世俗的な立法目的を有するかどうか、②当該法律の効果が宗教を助長、促進、抑制するものかどうか、③当該法律が「政府と宗教との過度な関わり」を促進するものかどうかで判断されるとした。

公共の福祉を増進し、公共の利益を実現することは、連邦や州に課せられた重大な任務であり、そのため連邦政府や州政府が行政的規制を通じて、個人や団体の宗教活動や信教の自由に対して、一定の負担や制約を課すことがありうる。政府は、一方で公衆衛生、公衆道徳、公共の安全や公共の福祉を守る責任があるが、他方、憲法によって保障された信教の自由や宗教活動の自由⁽⁶⁾に不当な干渉を加えてはならない。ここでは、両者をどのようにして調和させるべきかが問題にされている。

一 薬物使用規制と宗教行為

たとえば、州の薬物使用規制が問題になった、オレゴン州人材省雇用局対スミス事件⁽⁷⁾において、連邦最高裁は、宗教的信仰を理由として一般的に適用される法律上の義務、社会的責任を免れることはできないとして、アメリカ先住民教会の宗教的儀式で、使用が禁止されているペヨーテという幻覚剤を使用したカウンセラー二人に失業保険の支給を拒絶したオレゴン州側の決定を支持した。連邦最高裁は、修正第一条の信教の自由行使条項は、州の薬物規制法が宗教的信仰、信仰の表明、宗教的信仰による子の養育を規制しようとするものでないかぎり、州に対して、一般的に薬物使用を刑罰で禁止する中に、宗教目的での幻覚剤ペヨーテの使用を含めることを許容しており、また、特定の宗教的行為に負担を課す効果をもつ一般的に適用される刑罰法規は「やむにやまれぬ政府利益」によって正

当化される必要はないと判示した。つまり、同判決は、問題の法が宗教的に中立かつ誰に対しても適用される場合、特別に犯罪となりうる行為を刑事訴追から守るものではないと判断している。⁽⁸⁾

二 動物保護条例

また、サンテリア教会事件⁽⁹⁾では、宗教的儀式のために動物を生け贄にすることが動物虐待行為として刑罰で禁止する条例が合憲かどうかが争われた。サンテリアという新宗教は、古くはアフリカに起源をもちキューバ人とともにアメリカに流入してきた宗教であるが、神に動物の生き血を捧げることで自己の活力も生まれるという信仰に立脚している。そこで、フロリダ州のハイアレア市は、動物愛護の観点から、動物虐待禁止条例でサンテリア教会をねらい打ちにした法的規制をしようとした。連邦最高裁は、同市条例は中立的なものでなく、動物を屠殺するサンテリアの中心的要素を狙い、公衆衛生の保護や動物虐待禁止などの正当な州利益を推進するための規制としては広範囲に過ぎるとして、同条例を修正第一条の信教の自由な行使条項に違反し違憲無効と説示した。⁽¹⁰⁾

三 文化財保護規制

最近では、文化財保護法 (historic preservation laws) によって、教会や宗教団体の活動が制約されることが問題になっている。州の健康、衛生、安全を保護するための警察規制、環境規制は強力であるが、これが修正第一条の信教の行使自由条項に違反しないかが問われている。たとえば、ニューヨーク州連邦控訴裁判所は、教会

建物が文化財に指定され、それに伴い改築などができなくなることは信教の自由な行使条項を侵害するものではないと判示した。⁽¹⁾ 保存建造物に指定されると、ニューヨーク市文化財保護委員会 (N.Y. City Landmarks Preservation Commission) の許可がないと、増改築は禁止される。裁判所は、文化財保護法は、一般的に適用される中立的な規制であり有効であること、たとえ文化財の指定が教会財産の利用や改装を制限しても、聖バルトモロー教会が継続的な慈善宗教活動を行うことを禁止するものではないから、憲法に違反していないこと、市場価値は奪われても、現在の活動のための継続的利用が可能ながざり、正当な補償なく州が不当に収用したことには当たらないと説示している。

四 行政の許認可規制

また、許可制の免除をめぐるでも、宗教団体と行政との間で争いがある。たとえば、多くの州では、託児所を設置するためには許可が必要とされており、一定の施設、規模、人員、衛生設備等基本的な基準を満たしていなければならない。最低許認可要件としては、多くは、スタッフ、プログラム、施設の面積、衛生、しつけや養育方針、父母の参加など詳細を定めている。バージニア州でも、一九四八年以来許可制が採用され、一九七六年に詳細な許認可基準が設けられた。宗教的教義や宗教的理念から、広く宗教的宣教の不可欠の一部とみられる活動を行うのに、州の許可を得る必要はないのかと州当局に迫る教会が出てきたので、州議会も宗教団体の運営する託児所に関して、許可を免除する法律を制定した。もちろん、許可は免除されても基本的な衛生や安全基準は守らなければならない。これに対して、一般の託児所側から、宗教団体の託児所のみ許可を免除して、施設間の競争条件を有

利に扱うことは、州が特定の宗教を優遇し助成することにつながり、憲法に違反するとの訴訟が提起された。合衆国憲法修正第一条では、政府は信教の自由、宗教活動の自由な行使を妨げてはならず、国教も樹立してはならないとし、特定宗教を支持したり優遇したりすることを禁止している。この憲法上の禁止は、政府が宗教の問題に肩入れし過ぎてはならない趣旨であるが、連邦裁判所は、宗教を理由とする許可の免除は有効であり、州は政教分離原則により不介入の政策を選んだにすぎないと判示した。⁽¹²⁾ つまり、連邦最高裁のレモン判決やアモス判決⁽¹³⁾の基準を援用して、バージニア州が宗教団体関連の託児所の許可を免除しても、州の活動や影響力を通じて宗教を助成したということはできないし、本件での許可の免除は、かえって州と教会との過度な関わりの危険を実際に減少させるものだと説示して、合憲と判断した。

五 公教育と宗教

ところで、公立学校での聖書朗読や祈祷については、目的効果基準説により、違憲とされる傾向がある。ヨーダー事件最高裁判決⁽¹⁴⁾では、一六歳までの子の義務教育を定めたウイスコンシン州法をアーミッシュの親が修正第一条違反と争ったケースで、最高裁は、義務教育についての州利益は、一六歳の子に学校教育と異なる教育方法を否定してまで、学校教育を強制するに足りるほど「やむにやまれない利益」があるとは認められないと、アーミッシュの親の子を養育する権利を認めた。これは、見方によって、州の介入を受けずに独自の宗教的共同体の中で子を教育できるとする、宗教共同体の自律権の問題ともみることができ⁽¹⁵⁾。また、ラムズ・チャベル事件⁽¹⁶⁾では、福音主義系の教会が宗教的な家庭論を掲げる映画上映のために、公立学校の放課後の教室利用を申請したところ、宗教団

体の利用を認めないとして学校区が拒否したため、その不許可処分が争われた。連邦最高裁は、宗教的観点であることを理由に、公立学校の教室利用を拒否することは許されず、宗教団体の利用を認めない許可基準は公平さを欠くとして、宗教団体に公立学校の教室で宗教活動をする自由を認めただけのものだった。ただし、修正一条の表現の自由の侵害と構成している。⁽¹⁷⁾

結局、アメリカでは、スミス判決の批判に承えて、一九九三年一月に宗教の自由回復法(The Religious Freedom Restoration Act)が連邦議会でも可決成立した。⁽¹⁸⁾これは、連邦最高裁の判例で形成されてきた「やむにやまれぬ利益(compelling interest)」基準が、宗教の自由と対立する政府利益とのバランスをとる実際の基準であることを再確認するものであった。修正第一条は、宗教の自由な行使、宗教活動の自由を最大限に保障しており、行政や国家介入は、宗教への過度な関わり圧迫になりかねない。しかし、宗教を理由として、一般市民法の中立的適用を免れることも許されない。いずれにせよ、アメリカでは、宗教団体に対してどこまで行政的規制は及ぼすことができるのか、宗教団体を他の団体とどこまで特別扱いすることが許されるのが活発に議論されることになろう。

Ⅲ 宗教団体の組織運営と自律性

一 宗教団体の基本的組織と対外的自律性・独立性

(二) 宗教団体の組織と権力構造

アメリカの教会などの宗教団体の組織形態には三つの形態がある。下位の機関や教会相互の自律性との関係で、

会衆派組織 (congregational polity) 長老派組織 (presbyterian polity) 監督派組織 (episcopal polity) に分けることができる。各三つのタイプの教会組織は、初期のキリスト教会に淵源をもつといわれている。教会という使命信仰共同体が迫害にもめげずに拡大するにつれ、リーダーシップの組織化は自然の趨勢であった。原始教会では、使徒のなかに「柱たる人々」としての監督(エピスコポス)、指導層としての長老(プレスビュテロス)が形成され、共同体の相互調整のため執事(ディアコノス)もいた。そのほか、教師や預言者もいたが、職階や機能が明確に区分されていたわけではなかったという。二世紀初頭には、大都市に教会行政の長としての主教(エピスコポス、司教)が司祭によって司牧される教会を統括するようになった。¹⁹ その後の歴史的経過の中で、キリスト教会は、分裂・分派を繰り返して、独自の教義と慣行にもとづき、固有の教会統治システムを發展させた。したがって、これらのキリスト教会も、上位包括団体と各個教会の関係、財政的経済的独立性、組織的構造的独立性などの点でさまざまものが存在している。

① 監督派教会 (episcopal churches)

監督派教会組織形態は、厳格な中央集権的な聖職位階制 (hierarchical) の統治組織となっている。ローマ・カトリック教会、英国国教会、米国聖公会、ギリシャ正教会が司教制、監督派形態の典型例といつてよい。たとえば、ローマ教皇は、ローマ・カトリック教会全体を司教団の頭として統括し、各個教会を指導するため司教 (bishop) を任命し、かつ世界中に派遣する人員も決める。つまり、ローマ教皇を頂点とするピラミッド型の職制により教会権力構造が階層化されている点に特徴がある。各司教は、カトリック信者すべての範囲を画する地域的自治都市のような教区 (diocese) を責任をもって治める。司教は、担当教区の立法司法権を行使し、司祭 (priests) 協議会によって補佐される。司祭は、司教から提出された推薦者の一覧の中から、ローマ教皇が任命する。各中教区は、

司教によって設置される小教区 (parish) に分かれ、これは司祭にまかされる。したがって、中教区の司教は、最終的に中教区内できわめて強力な立場にたつ。⁽²⁰⁾ 普遍教会の最高権力は、教皇庁を構成しているが、個別教会は、普遍教会の権威を認めながら、神学上、典礼上のかんりの自律性をもつ。

アメリカにおけるカトリック教会の歴史は、一五二六年のスペイン人宣教師によるアメリカインディアンへの伝道に始まる。最初のカトリック教会司教区が設けられたのは、一七八七年のボルチモア教会司教区であった。一八〇八年には、これが大司教区に昇格した。アメリカのローマ・カトリック教会は、約二万教会、信者数約五九〇〇万人の一大勢力となり、大司教区三二、司教区一三四となった。⁽²¹⁾

アメリカでの東方正教会系の最大教会は、ギリシャ正教会南北アメリカ大司教区である。ロシア正教会系で最も大きいのは米国正教会 (Orthodox Church in America) で、ほかに南北アメリカロシア正教会、在外ロシア正教会などがある。⁽²²⁾

② 長老派教会 (presbyterian churches)

長老派教会の統治形態も、聖職位階制であるが、権力は個人ではなく、分権的に業務執行機関に付託される。長老派教会は、イングランド、スコットランド、アイルランドに起源をもち、アメリカでは、米合同長老派教会 (United Presbyterian Church in the USA) が大きい。長老派教会は、カルバン主義にもとづくプロテスタントの一派であるが、司教主教制度によらず、教職同権を唱え、長老制統治形態を採用する。基本的な統治機構は、地方教会の牧師及び叙職された信徒集団 (ordained laity)、すなわち、指導的長老 (ruling elders) から構成される地方評議会 (localized sessions) である。この代表機関が教会に対する支配権をもつ。評議会は、牧師が主宰するが、すべての長老は平等な発言権投票権をもつ。一定地域のすべての各教会は、当該地方の全教会の牧師と長老から

構成される中会 (presbytery) に属する。評議会は、司教がカトリックの教区を監督するように、すべての地方の長老派教会を監督する。一定地域の中会は、数地方合同の長老派教会大会 (synod) に所属する。これは、長老派教会全米総会 (the General Assembly) と中会との中間に位置し、シノッドは、いわば控訴裁判所に類似する。

長老派教会全米総会は、中会により選挙された代議員から成る最高意思決定機関であり、毎年一週間年次総会を開催する。全米総会は、最上級審の最高裁判所に相当する。⁽²³⁾

アメリカ合同長老教会は、各個教会、中会、長老教会大会、年次総会、全米総会、法務委員会などの機構に分かれており、年次総会、全米総会、法務委員会は、全国の教会に共通の問題を取り扱う。長老派とは、牧師と信徒代表の長老とが対等な立場で教会を指導する仕組みからきている。オランダに起源をもつアメリカ改革派教会 (Reformed Church in America)、ペンテコステ派も同様である。

③ 会衆派教会 (congregational churches)

会衆派的統治形態は、最も民主的であり、組合教会 (Congregational Churches)、バプテスト教会、ユニテリアン (キリスト教正統派の中心的教義である三位一体論を否定し、神の単一性を主張する教派)、クウェーカー、デイスাইプル教会 (チャーチ・オブ・クライスト)、ユダヤ教などがこの統治形態をとる。南部バプテスト教会は約四万の教会をもち、信徒数一五三六万人を誇る。全米バプテスト協議会も、三万三〇〇〇教会、信徒数八二〇万人であり、各個教会は、自主独立の存在で、他に優越する権威を認めない。会衆派教会は、ピルグリム・ファーザーズとともに、一六二〇年にアメリカ大陸にきた。現在は、キリスト合同教会に発展している。この教派は、組合主義と長老主義の統合的なタイプで、各個教会は、完全な自治権をもつが、地域別教会連合、地区協議会、また全国レベルでの総会 (general synod) をもつ⁽²⁴⁾としている。

ユダヤ教も、六〇〇万人以上の信徒数を擁しており、正統派、改革派、保守派に分かれる。正統派には、アメリカ・ラビ協議会、正統ユダヤ教シナゴーク連合、改革派には、アメリカ・ラビ中央会議、アメリカ・ヘブル・会衆連合がある。会衆派教会は、各個教会が独立しており、それぞれが契約によるゆるやかな連合体を構成し、原則的に指導者や聖職者も選挙で選ぶ。教会の運営に関する意思決定は、信徒らが総会や役員会により多数決で事柄を決し、完全な主導権を握る。トップダウンでなくて、ボトムアップの方式による。

(二) 財産的独立性と教派離脱の自由

宗教団体に法人格が付与されたのは、自然人と同じように、財産を所有し、独自の存在として取引や契約ができるためである。もつとも、州によって、法人格なき教会 (unincorporated churches) にも、宗教的目的での財産の取得、保有、改良、契約などを認めるところもある。独立した会衆派組織の宗教団体では、教会財産 (church property) は明示または黙示の信託に違背しないかぎり、教会員の多数決で処分が決められ、教会財産は全体に帰属する。もつとも、当該宗教団体の当初の目的を逸脱した財産の流用は認められない。²⁵⁾しかし、ローマ・カトリック教会やモラビア教会など、聖職位階制の教会では、教会財産の所有権は司教、主教に帰属し、後任者に引き継がれる。神の民としての信徒や教会員は、教会の土地について個人的に権利をもつことはない。²⁶⁾

また、他の教会、教派への加入や離脱の自由の問題も、宗教団体の自律性と関係する。アメリカでは、宗教団体は、他の教会、他の教派と関係をもたず、独立性を維持することもできるし、他方、設立時に独立性を放棄して、上位の教会または包括する教派団体の構成員となることもできる。包括教団 (ecclesiastical or denominational organizations) は、一定の教会法ないし宗教規範を定立し、教派への所屬への承認条件として、教会法等のへ根

本規範の遵守を要求するが、個別教会 (local church) はこの要件を充たさないとならない。⁽²⁷⁾

会衆派制度をとる宗教団体は、独立性・自律性がたかく、他の宗教団体や上位団体に服従したり、その支配統制権に服することはない。会衆派組織の教会は、世俗的事項、宗教的事項の全てにわたり、個別教会の自主性と自己決定が保障される点に特色をもつ。しかし、自律独立した個別教会は、宗教的権威によらず、任意の独立した組織を通して、仲間的な協力関係や緩やかな教会連合 (association of churches) をもてる。これに対して、長老制の組織の教会は、構成員となっている上位包括団体の支配統制に服する。会衆派のような自治、独立性をもたず、選ばれた代表者を通じて自治が認められるだけである。地方教会は、包括団体の下部組織となるシステムのものでは、究極的決定権は、包括団体にある。長老派教会は、シノッド、指導的長老、全米総会など階層型である。ローマ・カトリックや監督派教会は、自治権、懲戒権、行政権等は上位の機関に移譲され、その支配統制に完全に服する。⁽²⁸⁾

一般的に、教派や包括教団の構成員になっている教会は、教派の規則や権利を侵害したり、自らの設立の目的を逸脱して離脱することはできない。教派や教団の規則により、上位機関に対する一定の行為が要求される。したがって、教会の多数派や総会の決議だけでは離脱できない。個別教会と上位の包括団体との関係が任意のものであれば、教会規則に別段の定めがない限り、上位包括団体の同意なくして包括関係の廃止ができる。ただし、上位包括団体の財産権は存続する。緩やかな連合体や結合であれば、通知のみで被包括関係の廃止が効力を生ずる。⁽²⁹⁾

(三) 宗教団体の統治構造と独立性、対外的自律性

このように、監督派、長老派、会衆派教会組織は、理念的には、その独自の内部統治機構によって特色づけられる。たとえば、会衆派教会は、信徒と牧師により民主的に運営され、各個教会は対等かつ独立の存在であり、これ

を支配する上級の包括団体を原則的にもたない。これに対して、ローマ・カトリック教会や東方正教会などは、厳格な聖職位階制をとり、上下関係が明確である。ただ、東方正教会は、聖職者は、修道士志願者以外は妻帯すること、ローマ教皇の首位権と不謬説を否定し、初代教父の教えと主教会議の決定の尊重などで、カトリックとは異なる。また、聖職位は、主教、司祭、補祭から成り、主教には修道司祭がなる。修道院の果たす役割も大きい。長老派教会は、会衆派と監督派の中間的組織形態をとり、信徒を代表する長老が教会運営に発言権をもち、中会、総会などの上級機関、中間機関、下級機関としての各個教会の位置づけがある。

注意しなければならないことは、聖職位階制をとるローマ・カトリック教会でも、世界を一つの教会とする普遍教会の最高権威はローマ教皇に集中させながらも、全国各地域ごとの個別教会は、広範囲の自律性を備えていることである。⁽³⁰⁾ 地方教会に相当するのは司教区であり、司教団の構成員資格をもつ一人の司教が責任をもち、上級機関の権威に頼らず、職務遂行に必要な権限をもっている。司教は、司祭協議会及び聖職者、修道者、一般信者からなる司牧会議を主宰する。最近では、各国内の司教協議会の重要性が認められ、それぞれの司教区における広範囲な自治権、自律権を認めるに至っている。

このように、アメリカにおいても宗教団体は、包括団体や上位の教会組織からの独立性や結合の程度に依じて、じつにさまざまな形態がみられる。きわめて大雑把に言えば、宗教団体は、会衆派的か、聖職位階制的かで大別される。会衆派教会は、教会法的統制のため設置された他の地方組織か、構成員の多数決のいずれかで、自主的に規律される独立の団体である。これに対して、聖職位階制教会は、共通の信仰と教義をもち、共通の指導的主教、司教会議、教会の首長、統制機関をもつ集団として組織化された教会である。各個教会と中央教会、上位の包括団体との関係、自律性、独立性、各個教会が上位の包括団体の構成員にすぎず、その支配統制の程度によってもさまざま

まなバラエティーがある。⁽³¹⁾

二 宗教団体における内部的自律性

アメリカでは、会衆派教会は、民主的な組織運営と統治構造をもち、役員や構成員による内部チェックを重視する。構成員の地位や権限を保障し、役員任免、聖職者の任免についても構成員の意思や発言権が認められる。総会・役員会などの意思決定のメカニズムにおいて、内部的な権力の配分と抑制のシステムが働く(役員選挙、構成員への情報開示等)。これに対して、監督派教会は、厳格な聖職位階制(hierarchical system)をとり、ローマ・カトリック教会にみられるように、ローマ教皇が教会を統轄し、全司教の任免権をもち、各司教は教区を責任をもって治め、原則的に信徒は重要な意思決定に参画できず、組織運営に発言権はほとんど認められない。また、長老派教会は、基本的には聖職位階的だが、牧師と長老が組織運営をリードする。ここでは、聖職者の任免、役員の法的地位・任免、信者の法的地位(権利と義務)などを検討したい。

(一) 聖職者の任免と自律性

聖職の任命・使命を受けた者を総称して聖職者(clergy)というが、各宗派ごとに、牧師(minister)、神父(priest)、主任司祭(pastor)、教区牧師(rector)、ラビ(rabbi)など、さまざま呼び方がある。⁽³²⁾ 現在では、牧師、司祭、僧侶など聖職者・教師の資格や選任方式は、各宗派、教派、教団のルール及び慣行によって行われる。

たとえば、メソジスト監督教会 (Methodist Episcopal Church) や同様の統治形態の教会では、教会の年次総会を統括する主教が翌年の担当者を任命し、教役役員や理事 (trustees) や信徒が聖職者を選任する権限も、発言権ももたない。メソジスト教会の巡回説教師 (the itineracy of the preachers) や教会に対する説教師任命に関する主教の絶対的権限は、教義、戒律の一部であるし、教会の聖職者のための巡回計画をそのポリシーとして採用した宗教団体の会衆またはその一部は、総会により上位の教会機関から派遣される聖職者を拒絶すれば、破門ないし除名、関係の廃止をされることになる⁽³³⁾。

また、ローマ・カトリック教会では、司教 (bishop) は最上位の聖職者であり、一定の制約はあるものの、教理の教師として、管轄教区内の司祭を任命し、その指導監督の強大な権限をもつ⁽³⁴⁾。これに対して、長老教会の慣行及び統治形態によれば、聖職者の招聘 (就任要請 call) は、適式に招集された教会総会の議によってなされ、報酬額も招聘状に決められ記載される。招聘状及び就任受諾は、教員全員によってなされるが、最終的には、長老会 (presbytery) の正式の承認、許可によって完了するため、裁定機関は許可を取り消し、就任手続を拒絶することができる。ドイツ改革教会 (German Reformed Church) の教憲によると、教師として招聘する前に、シノッドまたは長老監督会 (classis) に提出する必要がある⁽³⁵⁾、教会はその許可がないかぎり、牧師を聖職者として就任させることはできないと規定している。

牧師、神父、司祭などは、宗教法人の役員や理事ではない。常勤で選任された聖職者は、牧師館 (parsonage) を使用し、教会での宗教的行事や礼拝を行う権利があり、必要な場合、これらの権利は司法裁判所において保護され、実効性が担保される。しかし、聖職者は、適切な教会裁定機関 (church judicatory) によって職を解かれた場合、教会財産の利用権、占有権を有しない。形式的に、教会と牧師との契約が終身となっても、当事者双方

の合意か、正当かつもつともな理由があれば、契約関係は解消できる。契約締結当時の当該宗教団体の規則や慣行で、教会裁定機関の決定により契約を解消できるとする場合も解任は許される。⁽³⁶⁾ 聖職者が教会員総会や役員会によつてではなく、教派の協議会により、その規則及び統治のもとで選任されている場合、教会には聖職者としての職務遂行を拒絶したり、教会建物から彼を排除する権利はない。⁽³⁷⁾

たとえば、牧師が解任された總會通知がその目的の記載を欠いていた場合、地位の回復を求める職務執行令状(mandamus)が付与されたケースもある。他方、聖職者がその地位に関する世俗的権利をもたず、報酬も給与もなく、その生計を任意の寄付に頼っている場合、たとえ、不当な解任であっても、聖職者たる地位や職の回復を求める職務執行令状は認められない。令状は法的権利の実現のために認められるもので、単なる宗教的靈的な性質の職務への回復や実現に法は助力できないとされる。しかし、聖職者が正当な理由もなく不当に解任されたときは、教会財産の利用や正当な職務の遂行を妨げることを禁止する差し止め命令が発給される。

(二) 役員の内外部自律性

① 役員・理事らの選任と職務上の責任

宗教法人の役員 (officers) または理事 (trustees) は、宗教法人の財産の管理や運営という世俗的な理事や世俗的業務の執行を行う。牧師、司教など聖職者が宗教的信仰や教義など神と人との靈的側面での指導、宗教の役割を果たすとは対照的である。したがって、宗教法人の世俗的職務を処理する理事は、教会員でなくてもいいし、聖餐を受ける会員を破門されても、ただちに役員を解任されることにはならない。もちろん通常は除名になろう。宗

教法人の役員は一般的には、教憲教規 (constitution and bylaws) したがって開催される教会総会で選任される。⁽³⁸⁾ そして、決められた任期を務め、公認が決定されるまでその職務を行ななければならない。

一九八七年改訂模範非営利法人法では、定款または規則に別段の定めがないかぎり、代表役員、総務担当役員、財務担当役員その他の役員を選任しなければならないとする。規則または役員会のうちの一人に理事会及び会員総会の詳細を準備し記録を確認する責任を委任することができる。⁽³⁹⁾ 各役員は、規則に定める権限を有し義務を履行しなければならない。定款に反しないかぎり、役員会の決定により定められた職務及び権限を行うものとする。⁽⁴⁰⁾ して、裁量権をもつ役員は、誠実かつ同じ状況にある賢明な人の注意をもって、当該法人及び構成員の最善の利益となると思料される仕方、その職務を遂行しなければならない。役員は、その職務を行うについて、財務書類を含む情報、意見、報告等を受ける権利をもつ。⁽⁴¹⁾

② 役員や理事の法的地位

宗教法人の役員や理事と構成員との関係は、信任関係であって、教憲教規、慣行によつて財産を利用する権利をもつ構成員のため財産の所有権を信託的に保有する。理事や役員は教会財産や事務処理の受託者として、誠実に義務を履行する責任を有し、権限内において行われた行為は宗教法人を拘束する。⁽⁴²⁾ 一九八七年改訂模範非営利法人法では、定款または規則に別段の定めがないかぎり、代表役員、総務担当役員、財務担当役員その他の役員を選任しなければならないとする。

宗教法人の理事は、法人に帰属する世俗財産、動産不動産及びその収益のすべてについて管理権を与えられている。理事らは当該宗教法人及び上位の包括教団の教義、規則、慣行にしたがい、財産及び収益を運用しなければならない。他の目的のため使用してならない。⁽⁴³⁾ 宗教法人の総会で採択され、修正された規則 (Bylaws) で理事の行為

を制限することはできない。⁽⁴⁴⁾ 宗教法人の理事、受託者が宗教法人に拘束力ある行為を有効に行うためには、理事らは理事会 (a board of trustees) として行動しなければならぬ。⁽⁴⁵⁾ たとえば、ニューヨーク州の宗教法人では、牧師など聖職者を招聘したり解任したり、給与を決定する権限はなく、また、法人の財産の保存に必要な範囲を超える債務の負担、教会の礼拝時間、式次第等を決定する権限もない。ただし、理事など役員が教会の牧師など聖職者である場合はこの限りでない。⁽⁴⁶⁾

宗教法人の理事は、法人が責任を負担する場合でも自己の行つた不法行為は免れない。⁽⁴⁷⁾ 理事の行為が第三者に對する不法行為を構成する場合、とられた措置が理事の代表する法人自身の行為であるという理由で免責されない。宗教法人の構成員から資金や財産を得る際の詐欺についても、一定の事情のもとで訴えの対象となる。

役員や理事の解任の正当理由も宗教団体の規則や戒律にしたがつて決められている。しかし、解任前に役員や理事は解任事由について知らされ、教会法所定の機関で弁明をする機会を与えられなければならない。⁽⁴⁸⁾ つまり、役員は特定の解任理由書が送達され、適切な通知があり、弁明の機会を与えられないかぎり、解任されない。⁽⁴⁹⁾ もちろん、教員であることが理事会構成員の前提条件となっている場合、教員資格を失うことは自動的に理事としての資格を喪失する理由となりうる。カリフォルニア州の非営利宗教法人法では、理事、一定数以上の構成員、司法長官が裁判所に理事の解任の訴訟を提起できるとする。⁽⁵⁰⁾

(三) 構成員の法的地位と自律性

① 構成員の資格要件

宗教団体における構成員としての地位 (membership) から生ずる法律関係、権利義務は、宗教団体に関する州

法のみならず、宗教団体の教憲、教規等にしたがって決定しなければならない。宗教団体と結び付く者は全て、宗教的支配への黙示の同意 (implied consent) を行い、教会法、習慣、教理に拘束されているからである。つまり、信仰告白及び教憲教規への服従が構成員間の合意内容を構成しているといつてよい。⁽⁵¹⁾

教会における会員たる地位は、客観的には、教憲教規に照らして、教会の聖徒であるかどうかにより、また、教会の会員たる信念の表明という主観的な意思表示により決定されることになる。この点に関しては、ある個人が信者であると誠実に信じ、そう証言していても、事実関係により、教会員であるために必要な資格要件が充足されないということもありうる。⁽⁵²⁾

教会の構成員たる資格は、教会またはその教会が所屬する聖職位階制の上位機関がこれを決定する。誰が構成員資格をもつかどうかは、すぐれて宗教的教義的問題でもあり、教会組織や教義、信仰に関わる聖の問題で世俗的裁判所の判断になじまない。しかし、教会そのほかの宗教団体の構成員たる地位は、教会や宗教団体の世俗的事項や財産管理を行うために設立された宗教法人の構成員である地位とは、区別されなければならない。たとえば、プロテスタント・エビスコバル・チャーチ (監督派教会) の信徒は、必ずしも宗教法人の構成員資格をもつと限らない。つまり、監督派教会では、総会での投票権をもつのは成年に達し、礼拝に定期的に出席しかつ一定期間教会を支援する献金をする者が構成員とされる。⁽⁵³⁾

各教会員が最高のもので決定権をもつとする会衆派教会では、多数の承認によつて規則やルールが採用され、その選択に誤りがあれば、会員によつてのみ是正されうる。宗教法人の構成員であるかどうかはきわめて重要であるため、構成員資格の取得喪失に関する規則を定め、これに適合するかどうかで決定される。信徒かどうかは、実質的には、信仰告白や洗礼を受けるなど宗教的教義にしたがった儀式を経て、構成員として会衆一同により受け入れ

られ、宗教的な義務を果たすかどうかで決まる。しかし、形式的には、聖徒や教会員として、洗礼簿、会員名簿、生徒名簿等に記載され、寄附や献金、教会への協力、家族専用座席などを保有しているかどうかも重要視されよう。⁽⁵⁴⁾

宗教法人の構成員は、法人の債権者に対して個人責任は負わない。教会の債権者は教会財産を引当として信用を与え取引し、教会員らの献金や寄附による支払いは任意のものであって、献金寄附がなされなくても、債権者が不測の損害を破ることはない。⁽⁵⁵⁾

② 構成員の脱会・除名

宗教団体の構成員・信者は、任意の脱会 (a voluntary withdrawal) により教会員たる地位を終了させる権利を有し、脱会に関する規定が、教憲教規、制定法で定められていることが多い。ある教会からの脱会と他の教会または教派への転会が、教会における全ての権利喪失の要件とされる。したがって、宗教団体の構成員の一人が包括教会 (General church) を退会した場合には、特段の合意がないかぎり、教会財産は、包括教会の管理支配のもとにあるため、教会財産に対する権利を取得することはできない。⁽⁵⁶⁾ 宗教団体は、会員、信徒、構成員の除名 (expulsion)、破門 (excommunication) を規律する内規を定めることができ、このような内規は団体構成員を拘束する。除名や破門に関する内規がない場合、コモン・ロールのルールが適用されることになり、除名されるためには、除名の理由が知らされ、十分な弁明の機会が保障されなければならない。このような手続保障を欠いた宗教団体による一方的な除名処分は、無効である。教会は他の干渉を受けず自律的であり、少数者は多数者に従うべきだが、だからといって、教会が除名に関する教憲規定を全て無視して、除名できるということにはならない。⁽⁵⁷⁾ 除名された元構成員は、教会財産に対する権利を有せず、教会員名簿から除名された除名会員は教会財産の不正流用を阻止する代

表訴訟ができない。他方、異端 (heresy) を理由に資格を喪失した教会員は、会衆の一員とみられることもあり、

理事として教会の世俗的事務処理に関与することは許される。⁽⁵⁸⁾

③ 構成員の権利

有資格の構成員全ては、団体の総会に出席し審議や議決にも参加する権利をもつ。投票権 (the right of voting) は教会員に限られるべきだが、宗教法人の財産問題に関するかぎり、総会出席権などは、たとえ会員でなくても、教会を支援するため寄付や献金をした非教会員にまで広げられてよい。⁽⁵⁹⁾ 当該宗教団体の教憲教規に反しないかぎり、会衆派組織形態の教会の意思は多数決で決せられる。一般的には教会員総会での出席会員の過半数で決議された事項は、教会員全員を拘束する。独立した会衆派組織の教会では、上位の包括団体からの統制監督はなく、民主的な多数意思による支配運営が貫徹される。⁽⁶⁰⁾ これに対して、ローマ・カトリックやモルモン教など聖職位階制の宗教団体では、上部団体からの監督統制による聖職者優位の構造がとられるため、構成員や信徒の地位も従属的なものにとどまる。なお、除名された会員は、まず教会内部の審査機関に対して不服の申し立てをしなければならず、いきなり世俗の裁判所に救済を求めることは許されない。これを内部手続前置主義という。⁽⁶¹⁾

ところで、教会その他の宗教団体の構成員資格の得喪については、規則の必要的記載事項とするところが多く、宗教団体や宗教法人としての人的構成要素としてきわめて重要である。とくに、宗教法人につき、会員制法人モデルに依拠する多くの州の非営利法人法では、役員の選任・解任権、総会への参加権、議決権など公益権、構成員権を有し、法人の業務の適正化、運営の民主化のためのチェック機能を果たしている。構成員は、業務の内部的監視権を行使するため、総会役員会の議事録、財務会計帳簿、会員名簿等の閲覧謄写請求権が認められる。もつとも、閲覧謄写請求にあたり、会員は五日前に書面によって法人側に請求しなければならず、しかも、当該閲覧謄写請求が善意で、かつ正当な目的でなされていること、会員は閲覧を希望する目的と記録を詳しく述べること、当該記録

が閲覧の目的と直接の関連性があることが確認されたときに限り、閲覧謄写できる⁽⁶²⁾。宗教団体の定款または規則で、本条での構成員の法人の記録の閲覧謄写請求権を制限したり、認めないことも可能である⁽⁶³⁾。構成員の代理人や弁護士も同様の閲覧権を有し、法人は相当な料金を課すことができる。閲覧を拒絶された場合、構成員は裁判所に必要な記録の閲覧謄写の命令を求めることができる⁽⁶⁴⁾。ただし、裁判所は閲覧謄写を命じても、利用や配付について相当地限をつけることができる⁽⁶⁵⁾。会員名簿に関しては、会員以外の者が同意なくして利用してはならず、勧誘や営利目的の利用は禁止される⁽⁶⁵⁾。記録や名簿をめぐる宗教的プライバシーの保護と信者ら構成員への情報開示との調和を図った規定である。

カリフォルニア州非営利宗教法人法でも、構成員は定款または規則に別段の定めがないかぎり、構成員の氏名住所及び投票権に関する記録の閲覧謄写を請求でき⁽⁶⁶⁾、構成員の個人的利用に関係する目的で、会計帳簿、構成員、理事会及び理事会の小委員会の手続の議事録の閲覧請求権が認められている⁽⁶⁷⁾。

IV 紛争解決における宗教団体の自律性

一 宗教団体内部紛争と司法審査権の限界

教会など宗教団体の内部で、財産の帰属や典札・信徒たる資格など、教義や信仰とも関わって紛争が生じた場合、裁判所は審判権を行使してその紛争を解決することが許されるか。アメリカでは、このような宗教団体内部紛争の処理は、教会自治 (church autonomy)、団体の信教の自由、宗教活動の自由と密接に関わる問題として捉えられている⁽⁶⁸⁾。

① 黙示的信託理論 (the Doctrine of Implied Trust)

宗教団体の財産は、教義の維持宣布のために保有されるので、教会財産は寄付がなされた時点で、教会への教義・慣行のための信託が設定されたものと推定し(黙示的信託理論)、教義・慣行に忠実な側に教会財産は帰属するという処理をする。この黙示的信託理論は、イギリス法で展開されたものであるが、アメリカでは、「教義逸脱審査(departure from doctrine rule)」が併用され、教義逸脱の事実があっても、その教義が根本的なもので、かつ逸脱の程度が著しい場合にのみ、信託違反とされた。しかし、アメリカの黙示的信託理論は、イギリスよりは柔軟であったが、裁判所による当該宗教団体の教義教理の審査を不可欠のものとしていた。そこで、この黙示的信託理論は、裁判所が教義を審査することで、宗教的教義の自由な発展を阻害し、宗教上の問題に世俗の利害を持ち込む危険性があり、修正第一条に違反すると批判された。⁽⁶⁹⁾

② 自律性尊重原則 (Diference Doctrine)

ワトソン対ジョーンズ事件⁽⁷⁰⁾では、紛争を類型化したうえで、財産に関する明示のルールがあればこれに従い、明示のルールがなければ、宗教団体の組織原理の差異に応じて、それぞれの宗教団体内部の紛争の処理方式を尊重して解決をはかるという尊重説、統治形態説 (Polity Approach) が唱えられた。つまり、会衆派的団体では、紛争処理の権限をもつ役員や機関の決定に裁判所も従い、それがなければ会衆の多数決に従う。これに対して、聖職位階制的団体では、団体内部の審判機関の判断に拘束されると説く。

この自律決定尊重原則では、信教の自由への過度な干渉とならないように、裁判所は基本的に内部の宗教紛争審判裁定機関の自律決定を尊重し、団体自治にできるだけ不干渉の立場をとることになる。

この立場は、宗教上の問題に対する世俗の裁判所の審判能力に限界があること、宗教団体への加入に際して構成

員は、宗教団体の裁定機関の判断に服するという黙示の同意をしていることを論拠とする。⁽⁷¹⁾しかし、この立場には、宗教団体の審判機関と対立する構成員の自由や権利は守られないことになり、また、宗教団体の組織構造や権力構造は単純に二分できないなどの批判がある。

③ 中立性原則 (Neutral Principles of Law)

この立場は、宗教固有の価値、信仰、教義、儀式など教会事項 (ecclesiastical matters) についての審判にかかわらず、訴訟の対象が市民としての権利や財産上の権利や地位に関わる場合には、法を公正中立に適用して紛争解決を図るというアプローチである。この立場は、宗教団体を他の非営利団体とできうるかぎり同等に扱うこと、裁判所は宗教固有の聖の部分の判断してはいけないことを強調する。

中立性説では、礼拝、典礼、教義など宗教固有の領域の問題を裁判所が判断しないかぎり、いくつかの選択肢が可能である。第一は、宗教団体の自律決定を容認し、教義問題への不当な介入を避け、宗教組織や統治形態への過度の審査を回避する尊重説である。第二は、捺印証書そのほかの法律文書、州の法人法、財産法、信託法の規定など、財産の保有名義人を決定する法理の中立的適用で紛争解決を図る名義説である。第三に、特別法を定めて宗教団体の紛争を解決するアプローチ、第四に、「多数派代表の推定」と呼ばれるアプローチで、宗教団体内部規則に紛争解決に関する規則がない場合、宗教団体は多数決原理で運営されるとの推定を働かすやり方である。⁽⁷²⁾

中立性説では、宗教団体内部の取り決めと異なる解決方法が導かれた場合、信教の自由が侵害されることにならないか、内容が不明確で、しかも各アプローチ間の選択の基準が曖昧であること等の問題点も指摘されている。⁽⁷³⁾

二 連邦最高裁判例の展開

① ワトソン判決

宗教団体内部紛争に対する司法介入についての最初の連邦最高裁判決は、ワトソン (Watson) 判決であった⁽⁷⁴⁾。この事件は、ケンタッキー州ルイビルのウォルナッツ街長老教会 (Walnut Street Presbyterian Church) が、南北戦争直後の一八六六年に、奴隷制に対する賛成派、反対派に分かれて分裂騒ぎに発展したものであった。奴隷制反対派である多数派と、奴隷制を賛成する少数派で対立し、米国長老教会 (Presbyterian Church in the United States) 総会は、奴隷制反対を決定した。内紛発生後、少数派は自発的に当該地方教会と包括団体から離脱したため、どの先例によっても少数派の教会財産に関する権利を認めることができないこと、合衆国長老教会は、聖職位階制的組織をもち、総会 (General Assembly) は最高意思決定機関であることから、その裁定を尊重するよう裁判所も拘束されると最高裁は判示した。

② ポールデイン判決

また、ポールデイン事件⁽⁷⁵⁾では、洗礼派 (バプティスト) の地方教会の内紛で、連邦最高裁は、教会財産の受託者の解任や教会員の除名などの決定につき適正手続と公正さを要求し、会衆派的教会の決定に対する司法的介入を認めた。

③ ゴンザレス判決

ゴンザレス事件⁽⁷⁶⁾では、チャブレンの任命をめぐってゴンザレスがローマ・カトリックのマニラ大司教を相手に訴訟を提起したケースだが、連邦最高裁は、「チャブレンの任命は教会法にもとづく行為であるから、教会当局のそれに関する決定は、詐欺、共謀、恣意がないかぎり、市民的権利に影響を及ぼす場合であっても、世俗裁判所では終局的なものとして尊重されなければならない」と判示して、マニラ大司教の任命拒否の決定を支持した。同判

決では、基本的に宗教団体の自律決定を尊重しつつも、詐欺共謀恣意など、決定手続の公正さと適正さの司法審査は認めるとしている。

④ ケドロフ判決

ケドロフ事件⁽⁷⁷⁾は、モスクワのロシア正教会とアメリカの北米大主教区との間で、ニューヨーク州にある聖ニコラス大聖堂の使用占有権をめぐる内紛に関わるものであった。北米大主教区は、ロシア革命の勃発のため、自治宣言を行い「アメリカ教会」として独立し、ニューヨーク州議会も宗教法人法を改正して、州内にあるロシア正教会の財産の管理支配権をアメリカ教会に与える旨の規定を設けた。そこで、宗教法人の北米大主教区が、モスクワ本部から任命された北米大主教を相手に、ニューヨーク州の改正宗教法人法にもとづき不動産占有回復訴訟を提起した。連邦最高裁は、大聖堂の使用占有権が誰に帰属するかは、アメリカ教会の正当な代表者が誰であるかによって決まり、それは、結局、北米大主教の任命に関するロシア正教会の権限いかんによって決定される教会統治の問題であること、教会統治の問題は聖職位階制の教会の最高意思決定機関の決定に服すべき問題で、州の立法部が決定するものではないこと、教会統治に介入する改正宗教法人法の規定は合衆国憲法修正一条の自由な宗教活動条項に違反すると判示した。この事件は、ニューヨーク州法を違憲として原審のニューヨーク州最高裁に差し戻したが、差戻審でも、ロシア正教アメリカ教会が勝訴したため、再度、連邦最高裁が違憲判決を下している⁽⁷⁸⁾。

⑤ 合衆国長老教会判決

合衆国長老教会事件⁽⁷⁹⁾では、ジョージア州の地方長老教会と中央教会とで教会財産の帰属が争われた。地方教会は、包括団体の合衆国長老教会総会が教義や慣行から逸脱し、女性を聖職者と認めたり、全米キリスト教協議会(National Council of Churches of Christ)のメンバーとしてベトナム戦争に関する宣言に加わったことなどから、

地方教会財産に対する中央教会の財産権侵害の差し止めを訴求した。メリー・エリザベス・ブルーハル記念長老教会(地方教会)は、このような社会的政治的宗教的理由から被包括関係から宗派離脱をし、合衆国長老教会も離脱を認めていた。ジョージア州最高裁が長老教会総会は実質的に教義から逸脱し、地方教会から財産を奪うこととはできないと判断したのに対して、連邦最高裁は、第一に、原審が依拠した黙示的信託理論の中の「教義逸脱」基準は、特定の教義の解釈、教義の当該宗教における重要性という、宗教の核心部分にあたる事項を世俗の裁判所が審理判断するものであるから、修正第一条に違反すること、したがって、今後はこの教義逸脱基準は世俗裁判所で扱えず、教会独自の裁定機関にゆだねられると説示した。同時に、傍論ではあったが、最高裁は、教会財産紛争解決のためのルールとして、中立性の原則にたつルールの適用可能性を示唆した。すなわち、修正第一条が命じている国家の宗教的中立性を維持し、内在的な宗教教義論争に関わることなく、伝統的な契約法、財産法、信託法などの法の中立的な適用により世俗の財産紛争と同様の解決を導くことができるとする。そこで、差戻審のジョージア州最高裁は、地方教会の不動産譲渡証書を検討し、それによれば地方教会に権原があると認定して、地方教会を勝たせた。この判決では、宗、宗教団体、個人は、あらかじめ教会財産の利用、管理支配について世俗の裁判所に依拠しないように、明確に定めておく必要があるとも言っている。

⑥ シャープスバーク判決

翌年のシャープスバーク事件⁽⁸⁰⁾でも、ペンテコステ派のチャーチ・オブ・ゴッドの地方教会が離脱したため、上位の教会がその差し止めと地方教会の財産権の確認を求めて争ったケースであった。連邦最高裁は、原審の州最高裁が中立性の原則にたつて、州の宗教法人法の規定、地方教会に財産を帰属させる不動産譲渡証書、宗教法人としての地方教会の定款、総長老の教会財産の所有管理に関する教会の根本規則などにしたがって解決し、中立性の原

則を確認した。

⑦ セルビア正教会判決

一九六九年の合衆国長老教会事件判決で示唆された中立性原則アプローチは、それまでの教会決定、自律決定容認説が教会財産紛争の解決基準たりうるのか、教会その他の宗教団体は他の任意団体世俗団体と同様に法的に扱われるのかで疑義を生んだ。一九七六年のセルビア正教会事件⁽⁸¹⁾は、ユーゴスラビアにあるセルビア東方正教会本部がアメリカ・カナダ主教区の主教であったミリヴォイエヴィッチを停職解任したため、地位の回復と財産支配権を求めたケースであった。連邦最高裁は、主教への懲戒処分や主教区の再編は教会の統治に関する内部事項であり、その自律的決定は合衆国修正第一条の信教の自由、自由な宗教活動に含まれること、セルビア正教会の母教会、アメリカ・カナダ主教区の基本規則についての裁判所のへ解釈で教会決定機関の解釈に代えたことは、憲法違反であるとして、セルビア正教会側を勝たせた。同判決は、原審のイリノイ州最高裁がゴンザレス判決での恣意性（教会決定手続に詐欺共謀恣意があれば、教義への最低限度の審査は許容される）の例外を拡張することで、世俗裁判所に許される最低限度の審査の範囲を超えていると判断した。

本判決で注目されるのは、教会財産紛争には二つのタイプがあつて、教義にも多少関わるが実質的には世俗の財産紛争でしかない「実質世俗紛争」と、財産紛争と宗教紛争が不可分に結びついて、一般市民の権利義務に宗教紛争が密接に絡んでいる「実質宗教紛争」とに二分されるとする点である。実質世俗紛争については、裁判所は、教義問題に入り込まずに中立的な立場で財産法の一般法理を適用して解決を図る責務があるし、それが可能でもある。これに対して、紛争の実質的性格が宗教紛争であるタイプは、宗教団体での自律的内部決定を尊重する方向での処理を修正第一条が求めていると説く。本判決により、宗教固有の教義事項への司法的介入は認められないことにな

り、聖職位階制の統治構造の教会での内紛については、司法介入の範囲はかなり限定されたことになる。⁽⁸²⁾

⑧ ジョーンズ判決

これに対して、一九七九年のジョーンズ事件⁽⁸³⁾は、ジョージア州のヴァインビル長老教会の分裂内紛にもなつて、合衆国長老教会の包括団体からの離脱を決めた多数派と反対する少数派の間で、教会財産の使用占有権をめぐる争われたケースである。原審のジョージア州最高裁は、包括団体としての中央教会に財産の権原はなく、地方教会にあり、地方教会の正当な代表者は多数派であると認定した。連邦最高裁は、中立性原則アプローチは、運用において全く世俗的であり、あらゆる形態の宗教団体や組織に十分適用しうる柔軟性をもっていること、このアプローチは、法律家、裁判官が精通している客観的な十分確立した信託法、財産法の概念に依拠していること、したがって、司法裁判所が宗教の教義、宗教慣行などの聖の部分に巻き込まれないですむことを強調した。多数意見は、財産紛争の平和的解決についての要請、教会財産の所有関係を確定するための民事紛争解決の場を提供する要請、教義が争点でないかぎり、教会財産紛争について教会内部決定に従うことは修正第一条の要請するところでないことをベースとする⁽⁸⁴⁾。

中立性原則アプローチは、一般法の財産法理、信託法理等の適用による中立的解決を目指すために、宗教の教義や宗教固有の慣行の問題と関わりなく問題解決がはかれ、過度の関わりを排除してくれること、また、宗教団体の統治形態や組織構造という教会や宗教固有の領域への介入を回避できるメリットも指摘されている。

(三) 宗教団体と紛争処理

一 教会財産紛争への二つのアプローチ

教会の財産をめぐる紛争は、誰が教会の正当な所有者かという問題と関係する。このような教会内部紛争の解決には、裁判外の紛争処理制度である調停ないし仲裁という解決方法がふさわしい。一般的に言って裁判所は、宗教の教義をめぐる紛争に介入せず、財産紛争のみを解決しようとする。この原則は、教会の組織や管理運営をめぐる紛争でもあてはまり、部分社会の自律権尊重のもとに中立性を守って、宗教的判断や宗教紛争そのものには介入しない⁽⁸⁵⁾。教会紛争の解決方法としては二通りのアプローチがある⁽⁸⁶⁾。裁判所は、国教樹立禁止と信教の自由な行使との内在的な緊張関係に配慮してきた。

第一は、尊重アプローチ (deference approach) であり、このアプローチでは、当該宗教団体を総括する上部の包括団体の最高決定機関の判断に譲ることを命ずる。裁判所がしなければならない判断は、教会が階層的に組織かされているか、組合教会主義的かどうかである。もし、組織的に上下の関係がはっきりしていて包括団体があれば、その最上級の裁定機関に問題を委ねることになる。この敬讓のアプローチでは、宗教団体の最上級の裁判機関が検討されるのは、訴訟を提起する原告が最上級の審査機関が詐欺や馴れ合いをした場合に限られる⁽⁸⁷⁾。第二の方法は中立性の原則アプローチ (neutral doctrine approach) である。裁判所は世俗的な問題に関しては、信託や財産法を中立に適用して教会財産の所有権を紛争に解決する。礼拝の儀式、宗教的信条や主義など教義や信仰など「聖」の部分に関する紛争には関わらない。中立性の原則アプローチでは、構成員かどうか、信者としての地位の有無、教会の統治、秩序、懲戒の紛争に、裁判所は介入しない。たとえば、バグレス事件⁽⁸⁸⁾では、ロック・グリーク洗礼派教会役員が女性信者を非会員であると扱い、役員選挙をも拒否し、信者としての地位の確認、教会集会への出席、故意の精神的苦痛を加えたとして教会及び役員を相手に訴訟を提起していたが、コロンビア特別区の連邦地裁は、

教会員であるかどうかは教会の管轄事項であり、修正一条の国家と教会の分離原則にしたがい、裁判所は裁判をすることができないと判断した。

第一のアプローチは、あくまでも、宗教団体内部の自律的決定を尊重し、外部からの司法的権力的介入に対して抑制的な考え方をベースとする。したがって、内部紛争の処理や自律決定によほど裁量権を濫用する逸脱でもないかぎり、宗教団体側の自主的決定にまかせることになる。これに対して、第二のアプローチは、宗教的判断事項や教義紛争に巻き込まれないよう中立の立場を維持するが、一切の司法的介入を自制せず、財産の紛争については財産法の法理を適用し、また、手続的公正さが問題となるケースでは手続がとられたかどうかを判断する。第二の中立性のアプローチは、教会固有の宗教問題への関わりを尊重に避けつつも、個人の司法的救済は放棄しない。教会が分裂して、宗教的な正当性が裁判所で争われるときは、第一のアプローチにより、財産の配分や手続の適正さが問題のときは第二のアプローチによるべきかもしれない。しかし、教会財産紛争に関しては契約、信託、財産法理という中立の法理を嚴格に適用することが、紛争解決の場面での憲法的要請を尊重した方法ではないとも指摘されている。⁽⁸⁹⁾最近では、宗教団体内部の懲戒手続についても司法審査の対象とすべきことも説かれている。⁽⁹⁰⁾

二 教会財産の帰属をめぐる紛争

ワトソン事件⁽⁹¹⁾で、連邦最高裁は、教会財産紛争に関する三つのファクターを検討し、まず、財産が寄贈された捺印証書、遺言書、財産が所有されるその他の文書が宗教的教義や信仰の布教、援助、宣伝のため挙げられたことを証明しているかどうかを決定する。もしこのことが文書から明らかになつていれば、捺印証書や遺言書の意思にもつとも忠実にしたがうグループが、もっともその意思を尊重する仕方⁽⁹²⁾で財産を利用することになる。第二に、財産が

自律的な会衆的宗教団体で、他の宗教団体から独立し、上部の権威に服さない宗教団体によって所有されているかどうかも重要である。下部の宗教団体や教会とこれを統括する上部団体との紛争であれば、地方教会が独立性をもっているかどうかが決め手となる。会衆的宗教団体が内部規則を有していれば、これにしたがい、内部処理機関が設置されていれば、その決定に裁判所はしたがうものとする。第三に、財産を保有する会衆的宗教団体 (congregation) は、上位の教会審判所がその構成員全体に対して、最高の裁定権をもつ包括的教会組織の従属的構成員になっているかどうかも問題にする。もし、そうであれば、上部の包括的教会組織が法的には財産を所有することになる。裁判所は、地方の教会と全国的な教会との信任関係を推認し、地方教会は全国的教会のために財産を信託的に保有するものとみなされる。

これらの三要素は、証書、法人設立の規則、根本規則(教憲)、細則、特許状、通常総会の記録、全国教会組織の書類などさまざまな書類を検討して決定する⁽⁹²⁾。そして、裁判所は、教会財産の所有権をもつものは誰か、誰が実際に財産を支配管理しているか、どのようにして財産を購入する資金が調達されたか、教会の慣行などを慎重に検討する。

マウント・ジェズリール基督教会事件⁽⁹³⁾では、教会の信者が教会の役員会を相手どって、教会財産の売却を差し止める訴訟を提起した。裁判所は、法人格付与の承認書類 (in corporation documents) を検討し、教会が宗教的儀式や一定の住所で礼拝を守るために法人格を付与されたとし、確かに権限は役員会に与えられているが、財産は所定の利用や目的のために信託的に保有されていると判示した。教会の誠実な構成員は、信託の受益者として、教会財産が信託目的に反して利用処分されるときに訴訟を提起できる。

(四) 内部紛争処理手続前置主義

アメリカでは、構成員や聖職者の除名、解任、懲戒、選挙の無効など内部紛争が生じた場合、いきなり世俗の外部的司法裁判所での審理に服させるべきでなく、内部的なルールでの処理手続が利用され、そこでの解決が機能しなかつた場合にはじめて、裁判所による判断手続に持ち込むことが許される。しかし、ここでは、まず、伝統的に宗教団体について司法介入消極論、不干渉主義を打ち出してきた「慈善公益団体免責法理」を検討し、ついで、内部手続前置主義、ミディエーション、仲裁等の裁判外の紛争処理手続について論じることにした。

① 慈善公益団体免責法理

教会や宗教団体を不法行為訴訟による経済的責任から守る意味で、慈善公益団体免責法理 (doctrine of charitable immunity) が長らく認められてきた。この法理は、信者が教会を不法行為で訴えることを妨げてきた。慈善公益団体免責法理の基礎は、中世の牧師は民事上死亡したものと扱われた、教会法にのみ服するという考え方にもとづく。アメリカの裁判所も、一八〇〇年代にこれを継受し、現在に至っている。⁹⁴ この法理に根拠は四つあり、一つは信託基金の考え方で、裁判所が被害者による教会への不法行為訴訟を許すと、慈善目的で教会に寄付した財産が意図しなかつた目的のために使用される結果となる。慈善のために託された金銭がそれ以外に使用されるのを防止する趣旨といわれる。二つ目は、宗教団体は、世俗の使用者とちがって、被用者を雇うことで経済的利益を得ておらず、被用者の不法行為につき使用者責任を負わない。第三に、慈善公益団体は政府や行政と近いサービスを提供しており、主権免責と同様の考え方もある。第四に、免責を与えることで贈与者に社会に役立つ寄付、贈与を促進する効果があるといわれる。

しかし、最近では、教会など宗教団体も、被用者を利用して利益をあげる以上使用者としての責任を負うべきであり、また、団体のほうが個人よりも責任を負う資力があり、被害者保護の立場からも、不法行為の免責を認めるべきではない。また、宗教団体の経済的保護という点も、営利企業と同じように、宗教法人も保険をかけるなどリスクの分散が可能であり、教会内部の信者が教会を訴えられないのは不公平だとの声もつよくなりつつある。そして、もし不法行為の被害者が宗教団体を訴えて賠償がとれないと、結局、国や州の世話になり、一般納税者の負担がそれだけ増えることにもなる。しかも、慈善公益免責法理により不法行為をした団体が責任を免れるとすれば、不法なことをした教会を保護する結果ともなり、一般市民の正義感情にも反するだろう。公益慈善団体免責法理は、ほとんどの州で事実上放棄されているに等しい。⁽⁹⁵⁾

② 教会紛争解決手続

たとえば、教会の牧師や管理人、守衛など被用者が女性信者や子どもに性的ないたずらをしたり、猥褻なことをするなどの問題がアメリカでは多く起こっている。また、教会の求めに応じて危険な作業に信者らがボランティアとして参加し、事故で大怪我をしたような場合も教会の法的責任が問題になる。このようなケースで、裁判所や警察に告発して、厳正な法的措置をとることも重要であろう。しかし、関係者の利益や教会と信者との信頼関係を維持することを考慮すれば、裁判外での和解や調停による解決がのぞましいことも多い。教会が労働者の監督不十分、誤った雇用の責任を問われるとしても、信仰共同体としての社会的信用や信頼そのものが大きく損なわれるだけでなく、関係者のプライバシーや被害者である子どもの健全な成長発達にマイナスに働くことも少なくない。

そこで、迅速、かつ非公開で、当事者のニーズやプライバシーにも柔軟に配慮できる調停など裁判外の解決手続を選択すべきだと説かれる。裁判所の調停プログラムも民間の調停プログラムも増えているが、自律的な紛争処理

のために、宗教団体自体の内部の紛争処理手続、仲裁手続などが活用されはじめているという。⁽⁹⁶⁾

教会などの宗教団体は、法人格付与の手続をとって法人となるが、州法の規制にも服さなければならない。裁判所は宗教法人の訴訟を法的に認めるが、宗教法人の内部手続をとったことを条件にすることが多い。これを内部手続前置主義という。教会固有の問題 (ecclesiastical questions) ではなく、民事上の権利が問題となるときには、世俗の裁判所が請求の当否につき司法的判断をくだすことができる。しかし、戒律、信仰、教義、宗教的慣行の解釈等が問題となる場合には、教会裁判所そのほかの内部的決定機関の判断が、最終的かつ拘束力あるものとして、司法裁判所でも尊重されなければならない。⁽⁹⁷⁾ そのため、司法裁判所に訴える前に、まず宗教的判断事項について、宗教団体内部に処理機関がある場合には、そちらでの救済手段や手続を経ることを求めて、調整をはかることになる。⁽⁹⁸⁾

教会紛争の大半は、教会を誰がどのように運営するべきかでの主導権争いであり、教会の内紛や教会の分裂では、誰が正当な財産所有者かをめぐる財産紛争という実質をもつ。教会でのさまざまな手続は、正式に書面化され、規則 (articles) として認証されている。通常は、教憲 (church constitution) や教規、細則 (by laws) とよばれ、教会の機関、役員会そのほか委員会、総会、信者の義務と権利、役員の特権と責任等を細かく規定する。教会の組織、財産、運営をめぐって紛争が生じた場合、裁判所はこのような内部規則にしたがって適正な判断をしなければならぬ。たとえば、教会が特別総会の招集や投票権があるメンバーが誰かに関する独自の規則をもっているに從わなかったとき、裁判所においても、当該行為は規則違反で無効とする。⁽⁹⁹⁾

V おわりに

宗教団体は、本来的に、靈的宗教的側面と世俗的社会的側面の二面性をもつ⁽¹⁰⁾。教会は、礼拝や宗教的儀式など宗教活動を行うと同時に、財産を所有し、契約を締結し、事業を運営するなどの活発な世俗的活動を行う。その結果、宗教団体には、それぞれの活動領域や存在の側面に固有の規範が働き、それらが統合されるところに宗教団体の社会的実体が存しよう。そのため、宗教団体は、宗教的側面では、宗教法や教会法、世俗的社会的側面には国家法(州法)が適用され、両規範がときに矛盾衝突することさえ生じうる。言い換えると、宗教団体をめぐる問題は、組織として団体として社会と関わる場合に、神の支配という「聖」の秩序と、市民法の秩序や世俗法の支配のいずれで規律されるかが問われることにもなる⁽¹⁰⁾。したがって、宗教団体における世俗法と宗教法との対立緊張関係をどのように克服するかは、現代においても焦眉の課題といわざるをえない。

ところで、アメリカでの多元的宗教事情のもとで、憲法を頂点とする国法秩序は、宗教の自由と政教分離原則を保障しており、宗教団体における自律的規制と他律的規制との緊張・対抗が顕著にみられた。包括団体による統制権と内部自律性(構成員、構成団体の権利保障、チェック機能)は、宗教団体の統治システムや組織原理との関係で、会衆派的団体か、聖職位階的団体かで、その自律性、独立性は異なっていた。しかし、階層型、権力集中型の宗教団体でも、管理型中央集権型システムから次第に自治型自律型のシステムが導入されつつあった。このような動きは、自律的内部規制が進めば、他律的外部規制は後退せざるをえず、両者が相関関係にたっていることを物語っている。アメリカでは、組織内部で、教憲、教規がしっかりと規定され、紛争解決手続や機構まで整備されている教団が多かった。したがって、世俗法や世俗権力の統制を受けずに、内部自律性を高める自浄努力が重ねられていく団体ほど、外部からの他律的規制を排除しうるといえよう。結局は、アメリカ法を検討するかぎりでも、自律的内部規制と他律的外部規制との相関関係によって、宗教法的介入と世俗法的介入の在り方が決まってくるように

思われる。

また、アメリカにおける国家・上部団体・教会と構成員という各ディメンションでの自律性と民主性、独立性、対等性、透明性を考察してみると、宗教団体の保護、優遇と、分離、隔絶、法化、非法化、パターナリズムと自己決定との間でも顕著な対抗関係が浮かび上がってきた。そして、国家や行政、司法の介入と不介入、包括団体による被包括団体への支配、個別教会の独立性、自律性は、宗教団体の自己規律の整備や充実ときわめて密接な関わりがあることが明らかにされた。さらに今後、自律性や自己決定では、団体や組織と個人の対抗関係をどのように位置づけるかが詳しく検討される必要がある。

また、宗教団体をめぐる紛争というレベルでの自律性でも、内部決定の尊重は、教義や信仰等の宗教事項への介入を回避できるメリットはあるが、他方で、個人の裁判を受ける権利や紛争の抜本的解決をおろそかにするおそれも存在する。法の中立的適用のアプローチも、宗教紛争への過度な司法判断を禁止するルールに触れないかという懸念がないわけではない。

このようにみると、現代社会では、公権力によるパターナリズムや管理型の法規制に安易に依存したり、期待するのではなく、社会関係をできるかぎり自主的相互的に調整する自治型処理を行うべきで、宗教団体にとっては、この要請はとくにあてはまるのではなからうか。¹⁰³ 法化社会のなかでも、宗教団体においては、自律型、自治型の宗教、道徳等の多元的な規範介入モデルが妥当するが、他方、カルト集団や自浄作用の弱い団体においては、他律型、管理型の規範的介入の余地も肯定せざるをえない。両者の適切なバランスをどうとるかが、まさに今後の検討課題といえよう。

- (1) See *Websters II* : New Riverside University Dictionary 140, 1058 (1984) ; Webster's New Collegiate Dictionary 1292 (2nd. ed. 1990) ; The Oxford English Dictionary 807 (2d ed. 1989) ; Longman Modern ENGLISH Dictionary 75 (1968).
- (2) ただし、佐藤孝治『憲法』三一八頁(一九八五年)は、人格的自律権、自己決定権として、個人は、一定の私的事柄について、公権力から干渉されることなく、自ら決定することができる権利を有すると定義し、結婚する権利や子をもつか否かを決定する権利、子を養育する権利などをあげる。
- (3) See N.Y. Jur. 2d *Religious Organizations* § 6, at 357 (1991).
- (4) 金原恭子「教会内紛への司法介入」アメリカ法〔一九九五—〕二〇二頁参照。
- (5) *Lemon v. Kurtzman*, 403 U.S. 602, 29 L.Ed. 2d 745, 91 S. Ct. 2105 (1971).
- (6) 藤田尚則「アメリカ合衆国最高裁判所における『宗教の自由な活動条項』審査基準の緩和化について」宗教法二二号四七頁以下(一九九三年)等参照。
- (7) *Employment Division, Department of Human Resources of Oregon v. Smith*, 494 U.S. 872, 108 L. Ed. 2d 876, 110 S. Ct. 1595 (1990).
- (8) 野中俊彦「薬物の規制と宗教的儀式の自由」シエリ一〇三六号一三頁以下(一九九三年)、青藤小百合「アメリカ社会における宗教的多元主義(上)(中)(下)」法時六五巻八号七四頁以下、同一号九六頁以下、同一号九八頁以下(一九九三年)等に詳しい。
- (9) *Church of Lukumi Babalu Aye Inc. v. Hialeah*, 124 L. Ed. 2d 472, 113 S. Ct. 2217 (1993).
- (10) この事件に関しては、梶平啓弘「『宗教の自由』の復権か? アメリカ憲法の最近の動向」時の法令一五二六号四五頁(一九九六年)参照。See *Sanches, Whose God Is It Anyway?; The Supreme Court, the Orishas, and Grandfather Peyyote*, 28 Suff. U.L. Rev. 39 (1994).
- (11) *Rector, Wardens, & Members of Vestry of St. Bartholomew's Church v. City of New York*, 914 F2d. 348 (2nd Cir. 1990) cert. denied, 499 U.S.905 (1991).
- (12) *Forest Hills Early Learning Center Inc. v. Grace Baptist Church*, 846 F. 2d 260 (4th Cir. 1988), cert. denied. 488 U.S. 1029 (1989).
- (13) *Crporation of the Presiding Bishop of the Church of Jesus Christ of Latter-Day Saints v. Amos*, 97 L.Ed. 2d 273, 107 S. Ct. 2862 (1987).
- (14) *Wisconsin v. Yoder*, 406 U.S. 205 (1972).

- (15) 奥平康弘・斉藤小百合「公教育と宗教の自由(下)」時の法令一五六〇号五三頁(一九九八年)参照。
- (16) Lam's Chapel v. Center Moriches Union Free School District, 113 S. Ct. 2141 (1993).
- (17) 奥平康弘・斉藤小百合「正教分離原則とレモン・テストの成り行き」時の法令一五四〇号三一頁以下(一九九七年)参照。
- (18) Religious Freedom Restrartion Act 1993, U.S.C. § 2 (a) (5).
- (19) 船戸英夫『世界の宗教と経典』五七頁参照(一九九六年)。
- (20) See Encyclopedia of Religion, Church' Church Polity 474-75 (1987).
- (21) 『世界キリスト教百科事典』一二七頁(一九八六年)参照。
- (22) 『世界キリスト教百科事典』一二九頁(一九八六年)参照。
- (23) Encyclopedia of Religion Church : Church Polity 478-79 (1987).
- (24) 『世界キリスト教百科事典』一二七頁(一九八六年)。
- (25) 66 AM. JUR. 2D *Religious Societies* § 42, at 793 (1973).
- (26) *Id.* § 36, at 787-88.
- (27) 77 C.J.S. *Religious Societies* § 38, at 47-8 (1993).
- (28) *Id.* § 39, at 48-50.
- (29) 72 N.Y. JUR. 2D *Religious Organizations* §, at 781-82 (1991).
- (30) 『ブリタニカ国際大百科事典』三九七頁(一九九四年)。
- (31) See 92 N.Y. JUR. 2d *Religious Organizations* § 2, at 344 (1991) ; 66 AM. JUR. 2d *Religious Societies* § 3, at 758-599 (1973).
- (32) 聖職者は、宗教的霊的指導者として、礼拝、典礼その他の宗教活動を主宰するが、名称や職階は各宗教により異なる。77 C.J.S. *Religious Societies* § 43, at 53-4 (1993).
- (33) See 66 AM. JUR..2d *Religious Societies* § 22, at 774-75 (1973).
- (34) *Ibid.*
- (35) *Id.* at 775.

- (36) 66 AM. JUR.. 2d *Religious Societies* § 29, at 780 (1973).
- (37) *Ibid.*
- (38) See 66 AM. JUR.. 2d *Religious Societies* § 17, at 770 (1973) ; 92 N.Y. JUR. 2d § 45, at 439.
- (39) REVISED NONPROFIT CORPORATION ACT § 8.40 (1987).
- (40) *Id.* § 8.41.
- (41) *Id.* § 8.42.
- (42) *Id.* § 18, at 771-2.
- (43) 92 N.Y. Jur. *Religious Organizations* § 50, at 449 (1991).
- (44) *Id.* at 450.
- (45) *Id.* at 451.
- (46) *Id.* at 451.
- (47) *Ibid.*
- (48) 66 Am. Jur. 2d *Religious Societies* § 21, at 774 (1973).
- (49) 92 N.Y. Jur *Religious Organizations* § 53, at 459 (1991).
- (50) See Cal. Nonprofit Religious Corp. Law § 9223. (West 1998).
- (51) 66 Am Jur. 2d *Religious Societies* § 9, at 764 (1973).
- (52) *Id.* at 764.
- (53) See 92 N.Y. Jur. 2d *Religious Organizations* § 40, at 428-29 (1991).
- (54) *Id.* at 765.
- (55) *Id.* at 766.
- (56) *Id.* § 11, at 766.
- (57) *Id.* at 767.

- (58) *Ibid.*
- (59) 66 Am Jur. 2d *Religious Societies* § 15, at 769.(1973).
- (60) *Id.* at 770.
- (61) See 92 N.Y. Jur. 2d *Religious Organizations* § 41, at 433 (1991).
- (62) Revised Nonprofit Corporation Law § 16.02.
- (63) Revised Nonprofit Corporation Law § 16.02. (e).
- (64) Revised Nonprofit Corporation Law § 16.04. (1987).
- (65) *Id.* § 16.05.
- (66) Cal. Nonprof. Rel. Corp. Law § 9511. (West 1998).
- (67) *Id.* § 9512.
- (68) 木下敏「第三章アメリカにおける宗教団体とその紛争処理」『現代国家と宗教団体』一一三頁参照(一九九二年)。
- (69) *Presbyterian Church in the United States v. Mary Elithabeth Blue Hull Memorial Presbyterian Church*, 393 U.S. 440 (1969).
- (70) *Watson v. Jones*, 80 U.S. (13 Wall.) 679 (1871).
- (71) 法性祐正「宗教団体内部紛争と司法介入抑制の法理」宗教法九号五頁(一九九〇年)参照。
- (72) 法性・同論文九頁参照。
- (73) 法性・同論文一一頁参照。
- (74) *Watson v. Jones*, 80 U.S. (13 Wall.) 679 (1871).
- (75) *Bouldin v. Alexabder*, 82 U.S.(15 Wall.) 131 (1872).
- (76) *Gonzalez v. Roman Catholic Archbishop of Manila*, 280 U.S.1 (1929).
- (77) *Kedroff v. Nicholas Cathedral of the Russian Orthodox Church*, 344 U.S. 94 (1952).
- (78) *Kreshik v. Saint Nicholas Cathedral*, 363 U.S. 190 (1960).
- (79) *Presbyterian Church in the United States v. Mary Elizabeth Blue Hull Memorial Presbyterian Church*, 393 U.S. 440 (1969).

- (80) Maryland and Virginia Eldership of Churches of God v. Church of God at Sarpsburg, Inc., 396 U.S. 367 (1970).
- (81) Serbian Eastern Orthodox Diocese for the United States and Canada v. Milivojevic, 426 U.S. 696 (1976).
- (82) 金原恭子「教会内紛への司法介入」アメリカ法〔一九九五―〕二二三頁参照。
- (83) Jones v. Wolf, 443 U.S. 595 (1979).
- (84) 瀧澤信彦「教会内部紛争の解決における裁判所の役割」宗教法一〇号一八六頁(一九九二年)参照。
- (85) See Gersteinblith, *Cour Resolution of Property Disputes Among Religious Organizations*, 39 AM. U.L. REV. 513, 515 (1990). なお、法性若正「宗教団体内部紛争と司法介入抑制の法理―全教団憲法修正第一条との関連で―」観谷法学二二巻二号三二頁以下(一九八八年)、吉崎暢洋「宗教団体内部紛争への司法介入の限界」大阪市大法雑誌三五巻二号一六二頁以下(一九八八年)、金原恭子「教会内紛への司法的介入」アメリカ法〔一九九五―〕一九六頁以下等参照。
- (86) St. Cyprian's Chapel, ins. v. Fraternity of the Apostles of Jesus and Mary, No-83-6030, 1985 WL3877 (E.D.Pa. Sept. 16, 1985), *att' d*, 800F. 2d 1138 (3d Cir.), *cert. denied*, 479 U.S. 916 (1986).
- (87) Serbian Eastern Diocese for the United States v. Milivojech, 426 U.S. 696, 49 L. Ed. 2d 151, 96 S. Ct. 2372 (1976).
- (88) Bugress V. Rock Creek Baptist Church, 734 F. Supp. 30 (D.D.C. 1990).
- (89) Gersteinblith, *supra* onte 53, at 572.
- (90) See Miller. *Demed if You Do, Damned if You Don't : Religious Shunning and the Free Exercise Clause*, 137 U.P.A.L.REV. 271, 302 (1988).
- (91) Watson v. Jones, 80 U.S. 679 (1871).
- (92) Southern Ohio State Executive Offices of Church of God v. Fairborn Church of God, 573 N.E. 2d 172, *appeal dismissed*, 544 N.E. 2d 695 (Ohio 1989), *cert, denied*, 493 U.S. 1072 (1990).
- (93) Mount Jezreel Christians Without a Home v. Board of Trustees. 582 A. 2d 237 (D.C. 1990).
- (94) Prosser & Keeton, *supra* note 35, at 1069-71 : Dobbs, *Torts and Compensation* 342 (1985).
- (95) Dobbs, *supra* note 62, at 343.

- (26) See Mazur & Bullis, legal Guide for Day-to-Day Church Matters 6-7 (1994).
- (27) *Id.* at 12.
- (28) See Am. Jur. 2d *Religious Societies*, § 32, 784 (1973).
- (29) *Id.* at 784-85.
- (30) See *Islamic Ctr. v. Islamic Science Found.* 628 N.Y. 2d 179 (1995).
- (31) 92 N.Y. Jur. 2D *Religious Organizations* § 4, at 349-51 (1991).
- (32) National Council of the Churches of Christ in USA, *Yearbook of American Law* 14 (1999). なお、拙稿「アメリカの宗教法人法制」宗教法一七号八二頁以下(一九九八年)。
- (33) 田中成明『現代法理論』五三頁(一九八八年)参照。